

## 不要物であるリサイクル可能物について

### 1. 不要物の特性

不要物の取扱い（保管、収集、運搬、再生、処分等）に伴い、生活環境保全上の支障が生じるおそれがある。

排出する者にとっては、不要なものであり、これにコストをかけて環境保全上適正な処理を行う経済的インセンティブに乏しい。

受け取る側にとっては、受け取るだけ受け取って不適正な処理を行うことにより利益を得ることも可能。

### 2. 論 点

リサイクル可能物を不要物の範囲から除外する場合の問題点

- ・豊島事件のようなリサイクル名目での不適正処理事例の発生。
- ・処分をするための処理と再生処理は同じ様な工程で行われることが多く、生活環境保全の観点からの適正な取扱いの必要性も同じであること。（現行の廃棄物処理法では、廃棄物の再生も処理の一類型として位置づけ）

リサイクル可能物を廃棄物から除外する意見（パブリックコメントで寄せられた意見等）

- ・リサイクル可能物について廃棄物に含めるべきではない。
- ・廃棄物の範囲について、有償か逆有償かで区分するのではなく、処理方法で区分する。即ち、リサイクルしている実体があれば廃棄物扱いにしない。
- ・リサイクルはリサイクルに関する別法体系によるべきで、廃掃法は適正処分に限定した法律とすべき。
- ・リサイクル工場は大気汚染防止法等の規制がかかっており、廃掃法による規制は不要。
- ・使用済み製品及びその関連商品につき、事業者がリデュース・リユース・リサイクルに取り組む場合は、その処理に関する全ての業許可を原則不要とすべきである。
- ・廃棄物の範囲について、有償か否かではなく、資源として有効利用できるか否かの観点から廃棄物の範囲を見直すべき。

## 廃棄物処理法の規制と公害防止規制法の規制

	廃棄物処理法	公害防止規制法 (大気汚染防止法・水質汚濁防止法等)
業に対する 規制	<p>一般廃棄物処理業は市町村長、産業廃棄物処理業は都道府県知事（保健所設置市は市長）の許可が必要</p> <p>（廃棄物処理業の許可要件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物が飛散・流出、悪臭が発散するおそれなく、当該廃棄物の処理に適した施設を有すること</li> <li>・ 処理を的確に行う知識・技能及び処理を的確かつ継続的に行う経理的基礎を有すること</li> <li>・ 欠格要件に該当しないこと、等</li> </ul>	
施設に対する 規制	<p>都道府県知事の許可が必要</p> <p>（廃棄物処理施設の設置の許可要件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の定める構造基準に適合していること</li> <li>・ 地域の生活環境に適正な配慮が行われていること</li> <li>・ 設置及び維持管理を的確に行う知識・技能及び経理的基礎を有すること</li> <li>・ 欠格要件に該当しないこと、等</li> </ul>	<p>リサイクル施設等特定施設については、施設の設置等の都道府県知事への届出が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届出を受理されてから60日を経過した後でなければ施設を設置してはならない</li> <li>・ 届出のあった施設が基準に適合しないと認めるときは、都道府県知事は届出を受理してから60日以内に限り施設の構造の変更・設置の中止等を命令できる</li> </ul>

	<p>(一般廃棄物処理施設の構造基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの飛散・悪臭の発散を防止するために必要な構造であること又は必要な設備が設けられていること</li> <li>・著しい騒音・振動により周囲の生活環境を損なわないものであること</li> <li>・汚水・廃液が漏れ出し、地下に浸透しない構造であること</li> <li>・排ガス処理設備が設けられていること</li> <li>・排ガス中の一酸化炭素の濃度を測定・記録するための装置が設けられていること、等</li> </ul>	
<p>排出口からの排出に対する規制</p>	<p>(一般廃棄物処理施設の維持管理基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排ガス中の一酸化炭素の濃度が100ppm以下になるように焼却すること、排ガスにより生活環境保全上の支障が生じないようにすること、等。</li> </ul>	<p>(排出基準及び排水基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排出基準は、一定規模以上の廃棄物焼却炉を含むばい煙発生施設において煙突等から大気中に排出されるいおう酸化物、ばいじん及びカドミウム等の有害物質の量について、許容限度を定め、遵守を義務付け</li> <li>・排水基準は、一定の要件を満たす汚水又は廃液を排出する特定施設において排水口から公共用水域に排出されるカドミウム、シアン等の有害物質の量について、許容限度を定め、遵守を義務付け</li> </ul>
<p>行為に対する規制</p>	<p>(一般廃棄物の処理基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収集・運搬については、一般廃棄物が飛散・流出しないようにすること、悪臭・騒音・振動によって生活環境の保全上支障が生じないようにすること、保管を行う場合は汚水により公共水域及び地下水の汚染を防止するために必要な設備を設けること、等</li> <li>・処分・再生については、焼却する場合は、環境省令で定める構造を有する施設を用いて、環境大臣が定める方法により焼却すること、等</li> </ul>	